

減価償却費と長期前受金戻入について

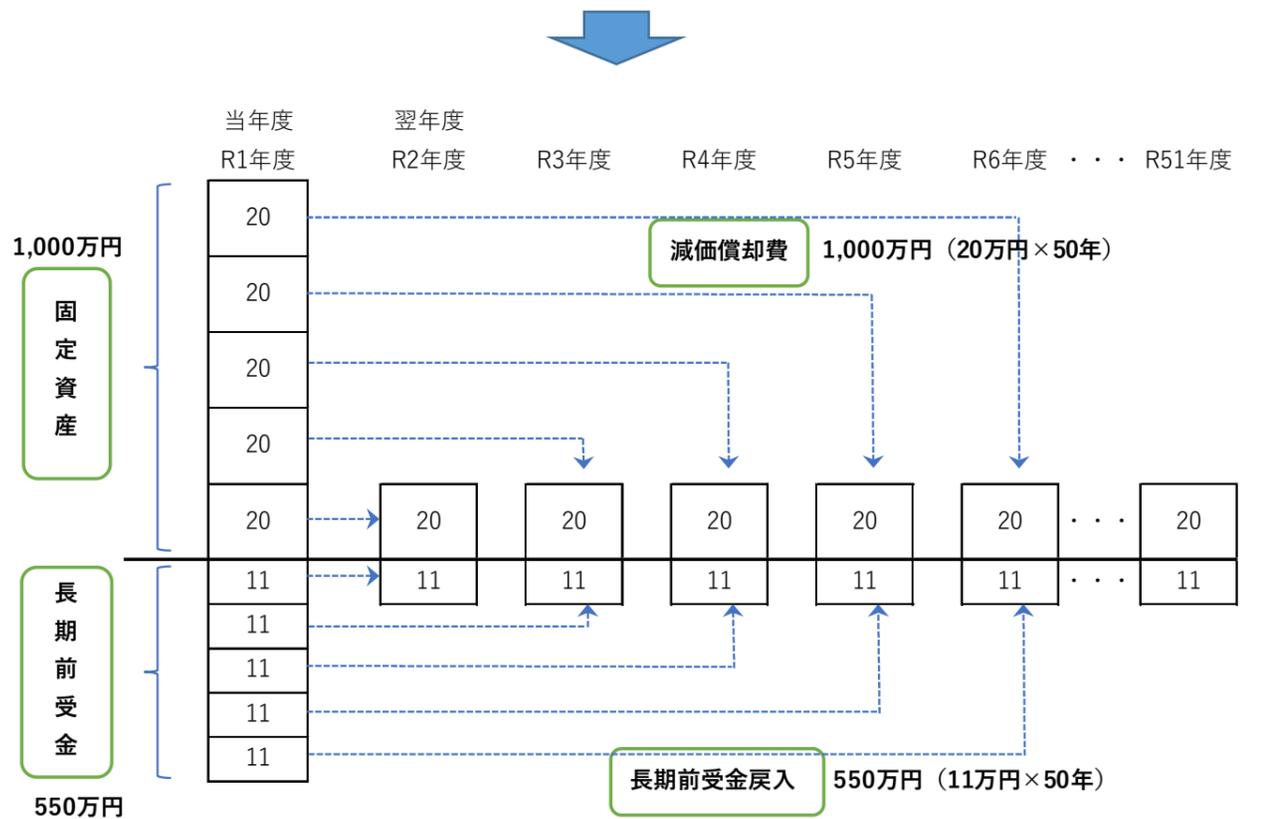
【算出例】令和1年度に下水道管渠の建設工事 1,000 万円を実施した場合

支出	収入 (財源)
建設改良費 1,000 万円	国庫補助金 500 万円
	企業債 450 万円
	受益者負担金 50 万円

---設定条件---

- 管渠の耐用年数 (使用できる期間) 50 年
- 固定資産 1,000 万円を計上
 - R2 年度から 50 年間、減価償却費を計上
- 長期前受金 (国庫補助金と受益者負担金) 550 万円を計上
 - R2 年度から 50 年間、長期前受金戻入を計上

※企業債は将来返済する必要があるため、長期前受金ではない。



減価償却費、長期前受金戻入は、実際の現金の出入りを伴わない項目

「長期前受金戻入」と「減価償却費」をそれぞれ「収益」と「費用」に計上するため、結果として、R2~R51 の各年度に差引 9 万円 (減価償却費 20 万円 - 長期前受金戻入 11 万円) が内部留保される。

資本費平準化債について

『企業債 (下水道事業債) の償還期間 (30 年)』と『建設改良で取得した資産の減価償却期間 (50 年)』に差が生じることにより、世代間の利用者負担に偏りが生じるため、その偏りを解消するための企業債です。

- 企業債 (下水道事業債) 450 万円 (償還期間 30 年)**
建設改良費の財源として借入をした企業債 → 元金を毎年 15 万円ずつ、30 年で償還する。
(万円) 15
0 30 (年)
元金償還金 15万円 × 30年 = 450万円
- 減価償却費 1,000 万円 (減価償却期間 50 年)**
管渠の耐用年数は 50 年 → 減価償却費を毎年 20 万円ずつ、50 年間費用に計上する。
(万円) 20
11
0 50 (年)
減価償却費 20万円 × 50年 = 1,000万円
減価償却費 (長期前受金戻入を引いた後) 9万円 × 50年 = 450万円
長期前受金戻入相当分 11万円 × 50年 = 550万円
- 元金償還金と減価償却費 (長期前受金戻入を引いた後) の差額**
管渠の耐用年数の方が元金の償還期間よりも長いため、(1)元金償還額【15 万円/年】と、(2)減価償却費 (長期前受金戻入を引いた後)【9 万円/年】に 6 万円/年の差が生じる。
(万円) 15
9
0 30 50 (年)
6万円/年 元金償還金
減価償却費 (長期前受金戻入を引いた後) 9万円 × 50年 = 450万円
- 資本費平準化債借入可能額**
(3)の差額 6 万円/年 について、資本費平準化債として借入をすることができる。これにより、元金償還金の一部を後年度に繰り延べ、世代間の利用者負担の公平を図る。

